デイサービスセンターれんげ

指定短時間型デイサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人慈楽福祉会が設置するデイサービスセンターれんげ(以下「事業所」という。)

が行う指定短時間型サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定短時間型サービス事業の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態にある高齢者及び事業対象者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定短時間型デイサービス事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短時間型サービス事業においては、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短時間型サービス事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的 に行うものとする。
- 4 市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービス を提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定短時間型サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う とともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 7 前6項のほか、指定短時間型サービス事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短時間型サービス事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第 三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 デイサービスセンターれんげ
 - (2) 所在地 広島市安芸区中野三丁目9番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短時間型サービス事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者
- ① 介護職員 7名(常勤兼務1名、非常勤専従5名、非常勤兼務1名) 介護職員は、指定短時間型デイサービス計画に基づき、必要な日常生活上支援及び介護、機能訓練 を行う。
- ② 機能訓練指導員 2名(非常勤兼務2名) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分~午後5時30分とする。
 - (3) サービス提供時間

月曜日から金曜日まで

- 1単位 午前9時30分から午後11時30分までとする。
- 2単位 午後1時00分から午後 3時00分までとする。
- 3単位 午後3時10分から午後 5時10分までとする。

(指定短時間型デイサービスの利用定員)

- 第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。
 - 1単位 25名
 - 2 単位 2 5 名
 - 3 単位 2 5 名

ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとする。

(指定短時間型デイサービスの内容)

- 第8条 指定短時間型サービス事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
 - (1) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
 - (2) 健康チェック

- (3)機能訓練
- (4) 送迎

(利用料等)

第9条 指定短時間型サービス事業を提供した場合の利用料の額は、広島市長が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は通常の 事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき50円を実費として徴収する。
- 3 その他、指定短時間型サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定短時間型サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印)を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定短時間型サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短時間型サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市安芸区とする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる ものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定短時間型サービス事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定予防通所事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、指定短時間型サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定短時間型サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短時間型サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合に は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成 し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な 訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定短時間型サービス事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、指定短時間型サービス事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短時間型サービス事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により 市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し くは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと する。
- 4 事業所は、提供した指定短時間型サービス事業に係る利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し 適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では 原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面 により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に

実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。

(地域との連携等)

- 第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第21条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短時間型サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定短時間型サービス事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈楽福祉会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、令和 3年 7月 1日から変更する。
- 2. この規程は、令和 4年 1月 1日から変更する。
- 3. この規程は、令和 4年 12月 1日から変更する。
- 4. この規程は、令和 6年 4月 1日から変更する。